

議事日程(第5号)

平成27年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第8 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第21 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 発議第2号 教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書
- 日程第28 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第29 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第30 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第2 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第3 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第8 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第12 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につ

- いて
- 日程第14 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第19 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 発議第2号 教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書
- 日程第28 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第29 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第30 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君

15番 春成 勇君

16番 八代 輝幸君

17番 緒方 直樹君

18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	…	間 省二君
町民生活課長	……………	杉 英樹君	健康保険課長	……………	徳永 恵子君
福祉課長	……………	河野 辰己君	税務課長	……………	宮崎守一朗君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	中里 祐二君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。本日、9月18日午前9時30分から正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

平成27年第3回定例議会において付議されました案件は30件、報告3件、同意1件につきましては既に本会議におきまして審議を終えたところでございます。水道事業の未処分利益剰余金処分1件、平成26年度決算認定8件、尾鈴畑地灌漑事業内の畜産用水管理を川南町へ委託する案件1件、条例の一部改正7件、全部改正1件、条例制定が2件、平成27年度補正予算6件については、特別委員会、各常任委員会の審査を終わり、報告を待つばかりでございます。発議、教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書1件が追加提出されております。事務局よりその内容について説明を受け、

慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し審議を行うことで、出席委員意見の一致を見たところであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、御報告といたします。

- 議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 議案第39号

日程第3. 議案第40号

日程第4. 議案第41号

日程第5. 議案第42号

日程第6. 議案第46号

日程第7. 議案第47号

日程第8. 議案第48号

日程第9. 議案第49号

日程第10. 議案第50号

- 議長（永友 良和） 日程第1、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第10、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）まで、以上10件を一括議題といたします。

本10件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

- 総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。平成27年第3回定例議会において総務環境常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例について、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定について、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、その経緯と結果について報告いたします。

審査日時は9月14日から17日までの4日間、場所は第1委員会室において、総務環境常任委員会全員出席、要点筆記の事務局長、説明については担当課職員及び資料提出のもと慎重に審査を行いました。

なお、日程は当初議会運営委員会で確認されていましたが、日程順ではなく、前倒しなどを行いながら進めてまいりました。報告につきましては審査部分の全ての報告ではなく、

特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承下さい。なお、調査箇所は高鍋町防災センター及び高鍋町体育館です。

それでは、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、まず、会計課関係ですが、歳入は県収入証紙売りさばき手数料と預金利子です。歳出では会計管理費の役務費が主な支出です。役務費の内訳としまして、指定金融機関事務取扱手数料、口座振替・窓口納付手数料であると説明を受けました。また、財産基金の県証紙購入基金100万円で県証紙を購入、販売し売りさばき手数料の収入を得ていると説明を受けました。

委員より、今後の対策としてどのように考えているのかとの問いに、定期預金利率が低利なため、しばらく取り崩し予定のない基金の1年物を2年物などに切りかえ、少しでも歳入確保に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、町民生活課です。歳入では主なものとして、衛生使用料として唐木戸霊園使用料2区画分、総務手数料として戸籍手数料6,122件、証明手数料2万686件、臨時運行許可証手数料916件、衛生手数料としてし尿くみ取り手数料、ごみ処理手数料であります。また総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金、衛生費県補助金中、埋却地周辺地下水等モニタリング補助金、宮崎県環境整備公社貸付金元金収入、過年度負担金清算金、クリーンセンターと西都児湯斎場、の清算金の説明がありました。

次に、歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費、環境衛生費としてヤンバルトサカヤスデ駆除費及び唐木戸霊園管理委託、口蹄疫埋却地モニタリング水質調査委託料、西都児湯環境整備事務組合負担金斎場分、塵芥処理費負担金として西都児湯環境整備事務組合、貸付金としてエコクリーンプラザ、し尿処理費、高鍋・木城衛生組合負担金などが挙げられるとの説明がありました。

委員より、エコクリーンプラザの貸付金についての質疑があり、裁判の状況によりしばらくは続くのではないかと答弁がありました。

委員より、高鍋町のごみの現状の問いに、全体的に分別が進みリサイクルの意識が高まっており、ごみの量は減る傾向であるとの答弁がありました。

委員より、口蹄疫埋却地のモニタリング検査、水質検査の質疑があり、平成26年度にて終了し、水質検査の異常は見受けられなかったとの答弁がありました。

次に、議会事務局関係です。歳入では、市町村合併の進行によりその加盟自治体が減少したこと等を要因として、宮崎県北部地域町村議会議長連絡協議会が26年度もって解散し、その清算金が発生。

次に、歳出の主なものですが、議会費は議員への報酬、手当、共済費、職員への給与等と追録費用等や議会だより印刷製本費を含む需要費や各協議会への負担金などとの説明がありました。公平委員会費は委員3名の報酬や費用弁償、県公平委員会連合会への負担金等です。この事務も西都児湯の広域で扱うこととなり、事務局を西都市でもつこととなり、予算については総務費、総務管理費の負担金で計上されていますとの説明がありました。

監査委員費は2名の委員の報酬や研修等の旅費、監査委員協議会への負担金であるとの説明がありました。委員より特に質疑はありませんでした。

次に、上下水道課であります。歳入では保健衛生費国庫補助金として合併処理浄化槽設置整備費補助金2分の1、衛生費県補助金として合併処理浄化槽設置整備費補助金4分の1であります。新築に関しては6分の1の補助であります。

歳出では、環境衛生費として、浄化槽設置整備費負担金補助及び交付金であります。5人槽が31基、7人槽が8基、10人槽が1基であるとの説明があり、単独浄化槽の撤去は3基であるとの説明がありました。

委員より、単独浄化槽の撤去についての質疑に、合併浄化槽に取りかえる場合にのみ補助の対象になるとのことでした。また、委員より今後補助金の維持はできるのかとの問いに、60基要望を上げて40基の実績しかなかったため、今後さらなる普及に努めていきたいとの答弁でした。また委員より合併浄化槽の普及率についての問いに、合併浄化槽23.3%、単独浄化槽32.9%、くみとり槽16.1%、公共下水道が27.6%であるとの答弁がありました。

次に、税務課関係であります。税務課では歳入関係のうち、個人住民税は前年と比較して280万円の増となっており、法人税については前年より減少したが、売り上げ減が考えられる。固定資産税については前年より増となっており、要因としては新築家屋の増、大規模太陽光発電設備の増が上げられるとの説明でした。軽自動車税については、収納率の伸びによる増加、町たばこ税については減であったが、健康志向によるものと考えられるとの説明を受けました。歳入に関しての成果については、調定額は前年と比較して約978万円の減となったが、収納率は全ての税目で前年度より伸びており、収入未済額が1億円を下回った。これは納税義務者の納税意識が高まったことと、滞納処分による成果であるとの説明がありました。

次に歳出で、主なものは税務総務費の負担金補助及び交付金で児湯郡東部たばこ税対策協議会負担金などがあげられる。また賦課徴収の委託料としては、固定資産評価システム業務委託などがあげられる。また、償還金利子及び割引料については、大きく減額したとの説明がありました。

委員より、メールシーラーについての質疑に、個人情報保護をはがきを張り合わせる機械のリース料であり、督促状の単価は1枚7円であるとの答弁でありました。

委員より、新築住宅及び太陽光発電設備についての質疑に、26年度において新築家屋74件、大規模太陽光発電設備14件の増であるとの答弁がありました。

委員より、固定資産評価システム業務委託について、24年から26年までの委託は終わったが今後はとの問いに、平成27年から29年までの3箇年の委託を結んでいるとの答弁がありました。

委員より、歳出が前年度を下回った要因についての問いに、償還金利子及び割引料の減によるものであるとの答弁がありました。

次に、総務課関係です。総務課関係では財産管理、人事予算、選挙関係、交通安全、消費者行政、弁護士対応の無料法律相談、消防などがあります。

歳入の主なものは、消防費国庫補助金、防災行政無線放送、施設整備事業費補助金、町有財産売り払い収入、選挙費委託金などがあります。

歳出では主なものとして、一般管理費、財産管理費、交通安全対策費、選挙費、非常備消防費、消防施設費、災害対策費などがあります。一般管理費として特別職、一般職の給料、手当等の人件費が主で、その他交際費、旅費、郵便料、コピー機、印刷機、人事給与システムの維持管理費などがあります。

次に、財産管理費では、庁舎耐震補強及び大規模改修事業の実施、庁舎第2棟建設工事設計業務委託、また施設協力金を活用した庁舎トイレの改修工事も実施した。

選挙費については衆議院議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙、町議会議員選挙などがあります。町議会議員選挙に関しては、町単独であります。

非常備消防費については、防災広報啓発や火災発生時の消火活動、災害発生時における避難広報、誘導等を行い、各種訓練を実施し団員の技術向上を図るなどの消防団運営事業に係る歳出であります。

次に、消防施設費では消防団機庫、消防団車両、消火栓、防災行政無線等の経費や東児湯消防組合の負担金、補助事業による消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ2台を購入。災害対策費では避難訓練実施に伴う消防団員費用弁償や、防災行政無線放送施設設置工事施工管理業務委託、津波洪水ハザードマップ作成委託などがあります。

工事請負費として高鍋町防災行政無線放送施設設置工事などがありますとの説明がありました。

委員より、消防車、ポンプの交換時期についての問いに、ポンプは10年、消防車は17年を目安にしているとの答弁がありました。

委員より、防災士についての質疑に、現在70名の方がいるが、地区によっては偏りが見られるので各地区1名は防災士になっていただきたいとの答弁がありました。

委員より、消火栓についての質疑に、設置数の基準はないが現在町内には502基あるとの答弁でした。

最後に政策推進課関係です。歳入では主なものとして地方譲与税の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税については、消費税増税の影響により減となっている。

次に、地方消費税交付金については、地方消費税引き上げに伴い増となっている。

地方交付税については、25年度と比較して普通交付税、特別交付税は減となっており、総額では4,169万3,000円の減となっている。国庫補助金では社会保障税番号制度システム整備費補助金、がんばる地域交付金です。

次に、県補助金では、土地利用対策費補助金などがあります。繰入金では、公共施設等整備基金繰入金で、これは各種の公共施設等整備事業に充当している。繰越金は純繰越金が平成25年度より減となっている。歳出の主なものは、総務費の一般管理費として報酬

などがあげられる。また、文書広報費は前年度より増となっており、「お知らせかなべ」や「広報たかなべ」の広報紙発行経費、広報番組放送委託、高鍋町史発行事業にかかる経費を支出している。

次に、財政管理費として主な概要は、事務事業の外部評価やふるさと納税、起債管理等の財政管理に要した経費を支出している。財産管理費では財政調整基金利子積立金などがあげられる。企業費ではたかなべ未来づくり事業、スポーツキャンプ誘致事業、島田圃場跡地利用事業、高鍋駅舎活用事業などに係る経費を支出している。諸費では公共交通事業や、人権、男女共同参画推進事業に係る経費を支出している。電算化推進費では住民情報や税情報などの行政システムなどのハード機器のリース、ソフトウェアの保守に係る経費、社会保障税番号制度に係るプログラム改修委託料や電算機の更新に係るリース料等が増加している。経済統計調査費では統計調査事務に係る経費であるとの説明がありました。

委員より、たかなべ未来づくりの事業の3事業についての問いに、野の花館、ライフセービングクラブ、海外交流協会に対して支援しているとの答弁がありました。

委員より、町の重要な情報は有事の際の備えとしてどこに保管しているのかとの質疑に、リモートバックアップサービスを使って宮崎市と広島県のデータセンターにも保管しているとの答弁がありました。

委員より、町のPRを積極的に行なってもらいたい、広報番組放送事業は今後も続けるのかとの問いに、今後も続けていきたいとの答弁がありました。

以上で、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算の審議を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例について、今回の改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号、マイナンバー制の利用等に関する法律の施行に伴い、高鍋町税条例の個人番号または法人番号の規定の整備を行うもの。

次に、町民税、固定資産税、軽自動車税、身体障害者等に対する軽自動車税、特別土地保有税の減免申請期限を現行の納期限前7日から納期限日に改めるものです。地方税法等の一部を改正する法律のうち、施行日未到来のものを整備するものとの説明がありました。

たばこ税の税率の特例の廃止、これは経過措置により平成28年4月1日から平成31年4月1日までに段階的に税率を引き上げることとの説明がありました。

委員より、外国法人の恒久的施設は高鍋にあるのかとの問いに、高鍋にはないとの答弁がありました。

委員より、納期限日の質疑に、普通自動車税と軽自動車税の納期限を合わせるようにするためとの答弁がありました。

委員より、身体障害者等に対する軽自動車の減免は何台あるのかとの問いに、平成26年、27年度は75台であるとの説明がありました。

以上で審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律によるものであります。

改正内容は、平成26年3月議会で承認された国民健康保険税の課税の特例の改正によるものとの説明がありました。

以上で審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、通知カードの発送は世帯ごと、個人番号カードの申請については個人で、本人の希望により発行するとの説明がありました。最初の通知カード発行費用については国が負担、紛失した場合の個人番号カードの再発行手数料については800円、通知カードの再交付手数料については500円との説明がありました。

委員より、役場にて申請を行うのかとの問いに、役場では行わず、地方公共団体情報システム機構、J-LISに申請を行い、役場窓口にて交付を受けるとの答弁でした。

審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度については、平成27年10月から個人番号の付番通知、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることとなります。個人番号を利用できる範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下番号法という、第9条で利用範囲が規定されているため、番号法で定められた事務以外の社会保障、地方税または防災に関する事務において個人番号を利用する場合、庁内で連携する場合には町は番号法に基づく条例を定める必要があることから新たに条例を制定するものと説明がありました。

審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定について、説明を受けました。

マイナンバー制度の運用を開始することに伴い、番号法第31条の規定により、個人番号が含まれた個人情報の適正な取り扱いやその開示、訂正などを実施するための必要な処置について新たに条例を制定するものです。個人情報保護条例より厳格な制限を定めるとの説明がありました。

委員より、個人情報保護条例との違いについての質疑に、例えば、開示請求権においては本人、法定代理人に加え、本人の委任による代理人にも開示請求権が認められるとの答弁でした。

また、委員より、開示した際にどのようなことがわかるのかとの問いに、利用状況などがわかるとの答弁でした。

審議を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について報告します。

町民生活課関係で、歳入では個人番号カード再発行手数料、通知カード再交付手数料については、人数の見込みが読めないの、それぞれ10人で計上したとの説明がありました。総務費、国庫補助金として個人番号カード交付事業費補助金などが上げられる。歳出の戸籍住民基本台帳費では負担金補助及び交付金として通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金であるとの説明がありました。

委員より、個人番号の更新についての問いに、20歳未満は5年間で更新し、成人は10年で更新するとの答弁でありました。

次は、税務課関係であります。補正予算については歳出のみであり、賦課徴収費の委託料として、軽自動車税申告に係る調査委託などがあげられるとの説明を受けました。委員より、軽自動車がふえてきているが、近年の登録台数はとの問いに、4輪以上の軽自動車平成25年度8,848台、平成26年度8,967台、平成27年度9,238台であり、軽自動車税は増加傾向にあるとの答弁がありました。

次は、総務課関係であります。歳入について、県支出金の消防費県補助金のみで、地域防災力強化促進事業補助金、県単補助金があり、概要での目的は消防団の活動の充実・強化に必要な資機材の整備、対象としまして災害防御用資機材、補助率4分の1との説明がありました。歳出については、消防費の防災行政無線再免許申請委託があり、5年に1回更新するとの説明がありました。また、小型消防ポンプ3台購入との説明がありました。

委員より、小型ポンプの交換についての質疑に5部、7部、13部に配置するとの答弁がありました。

最後は政策推進課関係であります。地方債の補正ですが、竹嶋橋橋台整備事業と小型ポンプ購入に係る地方債の追加と臨時財政対策債の借入限度額の変更をするものです。歳入については、県補助金として総務費県補助金、土地利用対策補助金があります。委託金としては総務費委託金、経済センサス委託金の額が確定したことによる当初予算との差額を補正するものです。寄附金はふるさと納税の2名分であります。財政調整基金繰入金は財政調整基金を減額として財源調整するものです。電算化推進費委託料ではマイナンバー制度に係るシステム整備の追加費用です。歳出では財政管理費としてふるさと納税を促進するための謝礼品や手数料、推進費ではマイナンバー制度に係るシステム整備の委託料が上げられるとの説明がありました。

委員より、臨時財政対策費についての質疑に、地方交付税と同じで一般財源化できるとの答弁がありました。

審議を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。平成27年第3回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成

26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についての4件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月14日、15、16、17日の4日間、第3委員会室にて産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

現地調査は、竹鳩橋右岸橋台上下流護岸を調査いたしました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行います。また全ての審査の部分の報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承下さい。

初めに、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、まず、上下水道課より都市下水路の改修工事、しゅんせつ及び草刈りなどの管理について説明がありました。

質疑に入り、委員より都市下水路についてしゅんせつは条例で1年に1回以上行うものとするがとの問いに、平成26年度は上江都市下水路と下火月下水路の一部をしゅんせつした。堆積の少ない箇所については、しゅんせつを行っていない。

また、大雨で浸水した上江の都市下水路について、暗渠部分の土砂の堆積の確認は行ったのかの問いに、暗渠の部分は土砂の堆積がないことを確認してしゅんせつは行っていない。

また、都市下水路に係る部分の上部で木が生えているところについて、どのように処理しているのかの問いに、木が生えている部分についてしゅんせつの時に木の撤去を行っているとの答弁でした。

委員より、道具小路の下水路についてはにおいがするが、暗渠部分などのしゅんせつはされているのかの問いに、下流が高く勾配がとれていない部分があり、水がたまっている状況があるので、平成27年度解消に向けた工事を行いたいとの答弁でした。

次に、農業委員会です。農業委員会の活動や農業者年金、機構集積支援事業補助金、農地基本台帳整備促進事業補助金などについて説明がありました。

質疑に入り、複数の委員より、耕作放棄地の対応策についての問いに、農地利用現況調査により対応しているが、いろいろな方策をも考えていきたいとの答弁でした。

次に、産業振興課です。まず、歳入の主なものは、分担金は基幹水利施設管理事業分担金など、使用料では農産物加工施設使用料など、手数料は鳥獣飼養許可手数料など、県補助金では宮崎県青年就農給付金事業、森林整備加速化・林業再生事業、宮崎県まちなか商業再生支援事業など、委託金は埋却地再生整備事業委託金など、寄附金は観光寄付金、貸付金元利収入は中小企業融資金貸付金元利収入、雑入は口蹄疫復興ファンド事業助成金などです。

歳出の主なものは、農業総務費は宮崎県ブラジル親善協会負担金等で、農業振興費はみやざき特産価格安定対策事業負担金など、新生産調整対策事業費は高鍋町緊急生産調整対策推進事業費補助金などで、畜産業費は口蹄疫埋却地再生活用対策事業高鍋地区1工区の工事請負費など、農地費は多面的機能支払交付金事業負担金、一ツ瀬川総パイロット事業公共施設事業負担金、尾鈴地区土地改良連合負担金補助金など、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道事業負担金、一ツ瀬川基幹水利施設管理事業委託金など、宮崎県国土調査推進協議会負担金で、地域振興費は地域農業リーダー育成支援事業補助金などで、農村施設費は防災ダムしゅんせつに伴う重機借上料などで、地域用水機能増進事業費は宮田親水公園整備委託料などで、交流施設費は施設管理委託料、めいりん公園周辺改修工事請負費など、口蹄疫復興ファンド支援事業費は花守山の排水工事、転落防止柵工事などで、農政企画費は美しい農地景観形成活動補助金、農業後継者育成対策費補助金、青年就農給付金などで、鳥獣行政事務費は有害鳥獣駆除謝礼などで、林業総務費は児湯広域森林組合への貸付金などで、林業振興費は松くい虫薬剤防除・基幹注入事業委託、森林整備加速化・林業再生事業補助金などで、水産業振興費は小丸川魚種放流、稚貝、サザエ、アワビ、放流委託などで、商工総務費は公用車車検手数料などで、商工業振興費は商工業振興対策補助金など、取扱金融機関への預託貸付金で、観光費は大時計台保守点検委託料、RVパーク整備工事請負費、高鍋町観光協会補助金などで、農林水産施設災害復旧費は農地災害復旧工事、農業用施設災害復旧測量設計業務、災害応急復旧工事などです。

説明が終わり、質疑に入り、委員より、宮崎県ブラジル親善協会負担金内容についての問いに、宮崎県ブラジル親善協会においては、農業に関する交流に始まったことから農林水産業費からの歳出となっているとの答弁でした。

また、あさくらきてみん祭inあまぎの旅費が農業振興費と商工業振興費から支出されている理由と成果についての問いに、農業振興費からの支出については、参加目的が高鍋町の農産物を現地にて販売する目的と高鍋の観光・物産のPRの目的という2つの目的があり、そのため農業振興費と商工業振興費という2つの費目からの支出となっているとの答弁でした。

また、葉タバコ転換作物支援対策事業補助金で新たな作物としてどのような作物が多く転換されたのかの問いに、甘藷が主な転換作物となっているとの答弁でした。

また、多面的機能支払交付金事業現地確認業務委託について具体的にはどの問いに、内容としては確認用図面の作成、現地調査、活動組織への改善指導などが主で、ほとんどが人件費で構成されているとの答弁でした。

また、尾鈴地区土地改良連合負担金補助金は、条例内での支出なのかの問いに、尾鈴土地改良連合負担金補助金については、尾鈴土地改良区連合負担金補助金交付要綱に基づくものであるとの答弁でした。

また、勝利下水利組合の排水路への材料支給とはどの問いに、材料支給については、勝利下水利組合が施工する排水路工事に対してコンクリート製排水製品を支給したとの答弁

でした。

また、小丸川土地改良区への水路維持管理補助金とはとの問いに、小丸川土地改良区が行う農業用水路の維持管理補修工事に対して一部補助を行ったものとの答弁でした。

また、地域農業リーダー育成支援事業補助金の成果についての問いに、全認定農家を対象に年2回の研修会を開催したとの答弁でした。

また、地域用水機能増進事業活動委託の中で、宮田親水公園の事業活動内容はの問いに、宮田親水公園、美術館前の水路、舞鶴公園前の水路等の草刈り清掃が主なものであり、年2回の作業で次年度以降内容全般について再度検討したいとの答弁でした。

また、高鍋町SAP会議への補助金が交付されているが、会員人数と活動内容についての問いに、SAPの会員数は16名、7回の定例会を実施、そのほか各種対外行事への参加など活発な活動を行っているとの答弁でした。

また、アユ、サザエ、アワビの放流委託について、成果はの問いに、放流を行った後、それぞれどのような漁獲高となったか、小丸川内水面漁協等への確認は行っていないとの答弁でした。

また、商店街防災・防犯機能強化事業補助金とはの問いに、高鍋町まちなか商業活性化協議会が商店街に設置する防犯カメラ6台、ハードディスクレコーダー3台に対する補助金であるとの答弁でした。

また、観光誘致宣伝のため、宮崎コンベンション協会に入会しているが効果はの問いに、各種講演会に参加、観光宣伝のための知識習得に努めたとの答弁でした。

また、高鍋町観光協会補助金の使途内容はの問いに、使途についてはそのほとんどが人件費であるとの答弁でした。

また、青年就農給付金が対前年度比増額の理由についての問いに、前年度6名の対象者に対し平成26年度は7名となったこと、そして平成27年度分の給付金について、平成26年度中に前倒しして給付されたことによるものであるとの答弁でした。

また、震災対策農業水利施設整備事業費の額がゼロ円の理由についての問いに、町内の農業用ため池の耐震診断調査業務について、平成25年度の単年度で実施したことによるもので、今後耐震補強のための補助事業採択に向けた作業を実施していく予定であるとの答弁でした。

また、一ツ瀬川土地改良事業国営未施工地区貸付金の回収見込みはの問いに、回収については引き続き県、関係1市3町の担当部局、そして一ツ瀬川土地改良区と未施工地区解消に向けた各種の取り組みを行っているところであるが、その解消に向けてはまだ時間を要すると考えている。貸付金返済に向けた協議について、いま一度1市3町の首長を交えて行っていきたいとの答弁でした。

委員より、温泉のマイクロバスの所有はの問いに、温泉のマイクロバスについては高鍋町の所有である。任意保険料については交流施設費からの支出であるが、その分は株式会社めいりんの里より雑入として受け入れているとの答弁でした。

また、今後の時計台の維持管理についての考え方はの問いに、維持管理については将来の存続とあわせて検討していきたいとの答弁でした。

最後に建設管理課です。歳入の主なものは、高鍋駅前自動車等駐車場の使用料、九電・NTTの道路占用料、公営住宅使用料、社会資本整備総合交付金、住宅費補助金は持田団地の公営住宅家賃低廉化事業で、国庫支出金の土木費委託金は小丸川、宮田川水系の国交省管轄11箇所の水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震診断、耐震改修工事費で県支出金の土木委託費は切原川、宮田川、陸間水門の県管轄10箇所の水門操作委託金との説明がありました。歳出の主なものは、商工費では、高鍋駅前駐車場の管理費です。土木費の土木管理費は里道改修舗装、建築物耐震改修等事業補助金は耐震診断、耐震改修工事などで道路橋りょう費の道路維持費は、町道側溝しゅんせつ工事、側溝敷設工事などで、道路新設改良費の町単独道路改良費の工事請負費は蚕丁場線道路改良工事などで、社会資本整備総合交付金事業の委託料は橋梁詳細点検及び補修設計業務、東光寺・鬼ヶ久保線の補償物件調査で、工事請負費は中嶋・中河原線道路改良工事などで、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は東光寺・鬼ヶ久保線との説明で、河川費では、水門操作委託は建設業協会高鍋支部に、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は、県工事の町負担10%との説明で、都市計画費の公園管理費は、公園施設の維持管理補修などで、景観費では景観賞に伴う景観づくり奨励記念品費用と景観整備機構補助金との説明で、住宅管理費では小丸団地外壁等改修工事が主で、補助災害復旧費では烏帽子形・老瀬坂上線ほか10路線の工事を行い、単独災害復旧費では梅雨前線豪雨による被災箇所暫定復旧工事ほか18件の復旧工事を行ったとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、公園の樹木管理については、環境や景観の面からも柵があるところは早急に樹木撤去をしてはの問いに、早急に検討したいとの答弁でした。

また水除団地の入居状況及び団地内の道路状態、将来撤去する計画があるのかの問いに、撤去の計画はない、空きは四、五戸で道路については現地を調査したいとの答弁でした。

委員より、駅前駐車場システムの更新についての問いに、耐用年数は来ているが現在は当時の10分の1のリースで賃貸しているとの答弁でした。

委員より、東九州自動車道対策費の成果はあるのかの問いに、まだ県南が残っているので継続しているとの答弁でした。

委員より、現在街路灯は何箇所、また街路灯の電気をLED化についての問いに、現在、3路線でLED化については県に要望していきたいとの答弁でした。

委員より、道路愛護報奨金について今後どのように考えているのかの問いに、今後の検討課題として受け止めたいとの答弁でした。

委員より、城堀藻撤去手数料の外来種についての問いに、混入原因がわからず、また繁殖力もあり、人海戦術で対処している。県にも照会しているが今のところ解決策がなく対応に苦慮しているとの答弁でした。一時的でも看板を立てて啓発をしてはとの意見がありました。

質疑が終わり、反対討論があり、採決に入り、賛成少数で認定しないものと決しました。

次に、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、産業振興課より、国営尾鈴農業水利事業は平成8年度に着工し平成26年度に完了、現在国営事業で敷設したパイプラインから各受益地に水を運ぶために平成13年度から国営関連県営事業を実施中であり、この事業の完了予定が平成35年度を予定している。まだ未整備の受益地があり、その受益地では水を使用できないため、事業の完了まで暫定的に畜産用水として使用できるようにするもので、委託事務の管理及び執行については、川南町の条例及び規則等によって定めるものとするとの説明を受け、質疑に入り、委員より、畜産用水を取り組むに当たっての根拠法令はの問いに、水利権の申請のための河川法第23条と国営の土地改良財産の他目的使用についての管理及び処分についてうたった土地改良法第94条の4の2及び土地改良法施行令第59条に基づいて行うものであるとの答弁でした。

また、畜産用水に使用する水量の算定はの問いに、今回の事業は国営関連県営事業の完了年度である平成35年度までの暫定事業である。平成35年度の県営事業完了までには未整備の受益地が存在し、その分はかんがい用水を使用していない状態であるため、暫定的に畜産用水として使用できるようにするものである。水量の算定については、まず平成35年度までのかんがい通水面積を算定すると全体面積の80%に相当する面積となる。つまり20%に相当する畑かんのみ利用水があると想定されるとの答弁でした。

また、今回の畜産用水事業に関しては、土地改良法施行令第94条の4の2及び土地改良法施行令第59条において、国営の土地改良財産の他目的使用に関して、農林水産大臣の承認を受けるべく申請を行うとのことだが、県営のパイプラインの他目的使用についても県知事の許可を受ける必要があるのではないかの問いに、宮崎県に対しても県営土地改良財産の他目的使用について許可を求めるとの答弁でした。

また、今回の畜産用水事業に関して、都農町は参加するのかの問いに、事業区域内に希望する畜産農家が存在しないことから都農町は参加しないとの答弁でした。

質疑が終わり、反対討論、賛成討論があり、採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、政策推進課より現行の条例は奨励措置の拡充を図ることを目的に平成21年度に全部改正を行った。当時は当町より周辺自治体の奨励措置が充実していたため、地域間での差を埋めるために奨励メニューの拡充を図ったもので、前回の改正から5年以上が経過し、その間本町において企業立地案件はあったものの、実際に拡充した奨励措置の適用は特例条項の中の固定資産税の課税免除のみで、他の奨励措置の適用を行ったケースがなく、そのことから制度と実情に乖離があると判断し、また地方創生のまち・ひと・しごとのしごと分野における働く場の確保なども推進することが重要であることから、今後の企業立地を進めるに当たって、さらに制度の見直し拡充を図るために今回条例改正を行うもので、主な改正点は、投下固定資産総額や雇用人数の対象事業者要件を緩和し、中規模程度の事業者の創業にも対応でき

るようにし、コールセンターの立地にも適用できるようになっている。

なお、現行条例における8つの奨励措置メニューを整理統合した上で、奨励内容について拡充を図るものとしたとの説明を受け、質疑に入り、複数の委員より、奨励措置及び身障者雇用との二重の補助交付申請がなされたときは違法ではないのかとの問いに、県の市町村課に確認したところ、地方公共団体が行う交付に関して法的規制はない、ただし地方公共団体の公共性、公益性、地域性等を吟味して適切かどうかについては個々の実情を見て判断していただきたい。もし、規制をかけるのであれば、それぞれの地方公共団体が制定している法令なり訓令などで規制していくことが適切であるとのこと。しかし、現段階では規制は考えていないとの答弁でした。

委員より、コールセンターをなぜ入れたのかの問いに、以前から誘致の話もあり招致もしたいとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、初めに上下水道課関係です。平成26年度確定に伴う公共下水道の繰出金の説明があり、質疑はありませんでした。

次に、農業委員会関係です。負担金の補正は児湯農業協同組合選出の農業委員が6月1日から女性となり、女性農業委員が1名増となったため、人件費の補正は4月の人事異動によるものとの説明があり、質疑はありませんでした。

次に、産業振興課関係です。まず歳入は、農業用施設災害復旧費分担金、魅力ある観光地づくり総合支援事業県補助金、総合ターミナル施設整備基金利子などが主なもので、歳出の農業総務費は人事異動に伴う人件費の調整で、畜産業費は口蹄疫埋却地再生活用対策事業変更積算参考資料作成委託料が主で、農地費は町有山林の樹木伐採手数料が主で、農村施設費は防災ダムの大型草刈り機械の借上料で、交流施設費は温泉施設のボイラーの修繕費用が主で、農村公園管理費は、宮田公園しゅんせつ工事費が主で、農政企画費は関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会に伴う経費で、林業総務費は大平寺地区、境谷地区町有林の植林委託料で、林業振興費は蚊口地区枯れ松伐倒駆除委託料で、商工総務費は人事異動に伴う人件費の調整で、商工業振興費は商店街まちなみ景観形成事業補助金で5店舗が申請を予定している。観光費は蚊口浜案内看板設置委託料との説明を受け、質疑に入り、委員より、小並地区農道崩壊箇所の測量設計についての問いに、小並地区の農道災害復旧に伴う測量設計については、崩壊箇所だけではなく全路線の現地調査を十分に行い、工法を検討したいとの答弁でした。

また、市の山排水路復旧工事方法についての問いに、工法については破損した既存の排水施設は撤去し、新たに高強度のポリエチレンリブ管を敷設し復旧するとの答弁でした。

また、蚊口浜案内看板設置についての具体的な考え方はの問いに、蚊口浜案内看板については、蚊口浜及び駅周辺に蚊口海水浴場、キャンプ村、海浜公園、サーフィン場を示す案内看板、避難誘導看板、避難誘導案内板を設置する。デザインは統一性のある看板の設

置を考えており、宮崎県建築士会高鍋支部への委託を考えているとの答弁でした。

また、商店街まちなみ景観形成事業申請状況はの問いに、本事業に対する申請状況については、現在執行予定が1件、申請予定が5件となっているとの答弁でした。

また、蚊口地区枯れ松伐倒駆除委託の墓地存在の景観を踏まえた今後の考え方についての問いに、枯れ松伐倒駆除と駅から見える墓地の景観への配慮については、町民生活課と今後の課題として協議していきたいとの答弁でした。

また、大平寺地区、境谷地区の植林計画についての問いに、大平寺地区、境谷地区の町有林への新たな植林作業について、小中学生の参加については、現地の安全状況を考えながら、緑の少年団への呼びかけも含め、関係課と協議したいとの答弁でした。

また、宮田公園しゅんせつ工事に伴う土砂の捨て場についての問いに、宮田親水公園のしゅんせつに伴うしゅんせつ土の搬出先については、上永谷地区にある建設管理課の残土置き場を予定している。搬入に当たっては、地元公民館と事前協議の予定であるとの答弁でした。

委員より、温泉施設の修繕費についての問いに、温泉施設の修繕費について、大きなものはボイラーの修繕であるとの答弁でした。

最後に建設管理課関係です。歳出の主なものは、土木費の道路維持費では地区から要望が出ている道路・側溝などの補修、5箇所の樹木伐採手数料、6箇所の町道維持整備工事請負費で、道路新設改良費ではICレコーダーの備品購入で、都市計画総務費ではさくら通りの植栽手数料、都市計画道路見直しの業務委託料で、住宅管理費の工事請負費は持田団地中耐汚水排水管敷設替工事で、単独災害復旧費の工事請負費は、竹鳩橋の右岸橋台上下流護岸工事との説明でした。

質疑に入り、委員より堂藪（1）線の舗装改修工事について、迂回路対策は考えているのかの問いに、事前協議を行い相談しながら進めていきたいとの答弁でした。

委員より、竹鳩橋の護岸工事について、流れは変わるのかの問いに、流れは変わるとの答弁でした。

以上質疑が終わり、賛成討論があり、採決に入り、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） こんにちは。平成27年第3回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中関係部分、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分についての3件です。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は9月14日、15日、16日、17日の4日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。また、調査は小丸河川敷広場に建設された附帯施設としての多目的施設を調査いたしました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また、全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

初めに、認定第1号中関係部分について、まず決算における所管事業の成果、特徴、課題等を述べてもらい、詳細説明を求めました。

健康保険課関係です。健康に暮らせるまちを目指す取り組みは、1年間の総括として健康推進系の事業は26年度新規の事業として、任意予防接種が始まり、介護・高齢者福祉系の事業は、1人暮らしが難しい方に老人ホームの入所等を行った。その他プールの利用者の増加があり、長寿社会づくりソフト事業の取り組みを行った。乳幼児から高齢者までの心身の健康と高齢者の生きがいがづくりの充実を図ることができたとの説明でした。

まず、妊婦・乳児健康診査事業については、妊婦に対して妊娠中の健診費用の負担軽減

のために妊婦健康診査助成券を交付し、健診に係る費用の一部助成、また乳児健康診査は疾病、異常の早期発見・早期対応、育児支援、健康増進を目的に行っているとの説明でした。また、健康づくりセンタープール施設の26年度利用者は3万4,259人で、昨年度よりふえ、年代別では60代の利用者が一番多く子供から大人までの心身の健康づくりの推進のため、水中教室やフロア運動など各教室を開催しているとの説明でした。

委員より、プール利用の若い世代の促進はどのようにしているのかとの問いに、全世帯に利用促進のパンフレットを配布しているとの説明でした。

次に、長寿社会づくりソフト事業では、四季彩のむらを中心にして高鍋温泉や高鍋湿原などの地域資源を活用し、住民との協働によりイベントを開催することで、高齢者の生きがいづくりと社会参画を推進し、また、高鍋町のすばらしさを町内外に発信するきっかけになったとの説明でした。

対象年齢に応じた予防接種の実施で感染症の発症や重症化、地域への蔓延化の予防、医療費の抑制を図ることができ、また新規事業の任意予防接種はロタウイルス、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎などがあるとの説明でした。

委員より、自殺対策緊急強化事業について、自殺者がふえているが、新たな対策はどの問いに、現行の中で強化していくとの説明でした。

また、委員より、高齢者クラブはどんな活動をしているのかとの問いに、19ある高齢者クラブのうち、18クラブは連合会に所属している。地区の清掃活動や定例会、また連合会でグラウンドゴルフ大会や毎年1回スポーツ大会を行っているとのことでした。

次に、委員より、ふれあい交流センターは幅広い世代が交流を行う施設だが、利用者が少ないと思うが改善はされないのかとの問いに、今後検討していくとの答弁でした。

さらに、委員より、がん検診受診者は25年度に比べてどうだったのかとの問いに、若干ふえているとの説明でした。

委員より、緊急通報システム事業は、条件のある方に利用料の一部を助成するものだが、条件から外れる方で必要としている方に全額自己負担の対応はできないかとの問いに、要綱の内容を今後検討する必要があるとのことでした。

続いて福祉課関係です。26年度一般会計歳出総額のうち、民生費は増額となり、全体の35.5%を占めている。主な増額の要因は、私立保育園委託料と障害福祉サービスの介護給付費、訓練等給付費が増となっているためである。今後の少子高齢社会の進展により、今後も扶助費がますます増加することが予想されているとの説明でした。

人にやさしいまちを目指す取り組みとして、障害福祉サービス事業はサービスの提供により自立に向けた訓練、就業面での支援や在宅生活の支援、介護している家族の負担軽減を図ることができた。

障害児給付事業は通所サービスの提供により、障害児の態様にあわせた適応訓練、生活訓練を提供することで、成長段階である障害児に対し、必要な支援を図ることができたとの説明でした。

認定こども園整備事業は、高鍋幼稚園が3歳未満の児童を受け入れるための保育室等を整備するために、必要な工事費に対する補助で、円滑に認定こども園への移行を図ることができたとの説明でした。

委員より、認定こども園の3歳未満児童の受け入れ定員はどの問いに、18名であるということでした。

保育士等処遇改善事業補助事業は、各民間保育所において昇給や手当の支給が行われたことで、保育士等の処遇の改善を行うものとの説明がありました。

委員より、保育士の確保と処遇の現状についての問いに、保育士の確保が難しくそのためにはさらなる処遇改善が求められるとの説明でした。

委員より、子育て世帯臨時特例給付金の見込み数と実績数になぜ差があるのかとの問いに、対象となる世帯の申請がなかったためであり、周知についてはチラシを全戸配布してお知らせをしたとの説明がありました。

続いて、町民生活課関係です。歳入では国民年金事務取扱交付金を計上し、歳出では国民年金事務費の事務パート1名分と備品としてシュレッダーを購入したとの説明でした。

次に、社会教育課関係です。生きがいを持って学び生涯学習の知識をより生かせるまちを目指して、石井十次顕彰事業は高鍋町美術館で没後100年石井十次展が開催され、2,027人が観覧したとの説明があり、また、美術館の特別展事業としてはピエゾグラフによるいわさきちひろ展が開催され、目標としていた観覧者数6,000人を達成したとの説明でした。

次に、小丸河川敷広場の附带施設として多目的施設の建設により、主にサッカーやグラウンドゴルフ利用者の利便性を向上させることができたとの説明。

委員より、多目的施設の管理はどこなされるのかとの問いに、通常の施設同様、管理委託に出しているとの説明でした。

さらに、中央公民館太陽光発電装置設置事業は、太陽光パネル、蓄電池を中央公民館屋上へ設置し、それらに接続した非常用照明及び非常用電源コンセントを整備したことで、避難施設としても機能を高めることができたとの説明でした。

委員より、古文書の修復冊数の102冊という数字は目標に達していたのかとの問いに、古文書のページ数が異なるため冊数目標は決めていないとの説明でした。

また、委員より、高鍋町青年団運営補助事業の内容はどの問いに、26年度は悪天候のためナイトハイクは中止になったが、知事とのふれあいフォーラム、鍋合戦、生涯学習推進大会等に参加したとの説明でした。

続いて、教育総務課関係です。次世代を担う気概のある子どもを育てるまちとして、教育環境整備の充実を図り、国の学校施設環境改善交付金を活用し、東小第4棟外壁改修工事、屋外階段・屋上手すり設置、東西小学校の体育館外壁工事、東中管理棟外壁工事、また、再編交付金を活用して東小学校のトイレを中心とした改修を実施し、安全で快適な学習環境を確保することができたとの説明でした。

また、教育研究所運営事業として、2年目となる小中学校の防災教育の手引書作成やふろさと学習通信を発行し、「開こう！家族防災会議」資料を家庭に配付し、防災教育の意識を高め、家庭や地域に防災啓発を行うことができたとの説明でした。

委員より、児童生徒の遠距離通学費はどのようになるのかとの問いに、県内の市町村の状況を調べて今後検討していくとの説明でした。

また、委員より、航空機の騒音に対する各学校の助成額が違う理由はとの問いに、施設の空調機の電気料により、一部が助成されるものとの説明でした。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についてです。

敬老祝金は、現行では9月15日の基準日を設け、80歳、90歳、100歳の方と101歳以上の高齢者にお祝い金を支給しているところを、100歳以上の方については誕生日にお祝い金を支給するというので、条例の一部改正を提案するとの説明でした。

委員より、周知の方法に関しての質問があり、事前に対象者に連絡し、敬老祝金をお渡しするとの説明でした。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、まず、健康保険課関係です。歳入では、地域医療介護総合確保基金事業費補助金は、小規模多機能居宅介護に係る補助金。歳出では、介護保険事業費は小規模多機能型居宅介護に係る補助金、保健衛生総務費は人件費の減、母子衛生費は養育医療に係る返還金であるとの説明でした。

委員より、共済費について質問があり、9月までの雇用であるため、10月から3月までの減額であるとの説明でした。

続いて、福祉課関係です。第10回高鍋町子育て応援フェスティバルにおいて、10回目の記念大会として各種イベント、映画上映、講演会、人形劇を実施するための経費を計上するもの、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、19人未満の小規模保育事業所に対し、運営費の支給ができるようになったため、現在は認可外保育所である良子の園保育園に対し、運営費を支給するものとの説明がありました。

委員より、子育て応援フェスティバルで開催される人形劇の入場券配布方法の問いに、お知らせのかなべ等で周知を行い、事前に入場券を配付するとの説明でした。

次に、社会教育課関係です。総合運動公園費の工事請負費は、小丸河川敷広場に設置予定の案内板で、両面に表示し片面には広場を示す案内と反対面には多目的施設を示す案内を考えているとの説明でした。場所は、現在、国土交通省と協議中であるとの説明でした。美術館備品購入費については、歳入の美術館寄附金を充当して、収蔵庫に作品を保管する棚を購入するとの説明でした。

委員より、どのような棚で何を入れるのかとの問いに、絵画を収納するもので2台であるとの説明です。

次に、教育総務課関係です。小中学校の教育寄附金は、1企業からの寄附で小中学校4校へ配分し、備品購入費に充てるとの説明でした。

委員より、備品の選定はとの問いに、現在、学校からの要望を聞いているとの説明でした。また、西小学校のトイレ改修工事を実施するための浄化槽設置工事設計委託料が計上されているとの説明でした。

以上、全ての質疑が終わり、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算中関係部分について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で認定すべきものと決しました。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中関係部分について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

この決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

税収納及び各種収納事務に関して法的な対応をしっかりと構築することにより、収納事務及び町民の税納付や各種納付に関しての意識が向上したことは評価できます。また、どの課においても、町民要求に関して前向きに取り組む意識が構築できたことなども合わせて評価できると考えます。

しかし、政府、自民、公明与党は国民の暮らしをよくする政策を打ち出すどころか、ますます格差社会を広げつつあります。そんな中で、福祉関係で特例給付、一時金支給がありました。その効果を実感できる商店街及び購買力向上は見られませんでした。

一方、職員は国の政策の対応に追われていたと感じられます。配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金など、不労所得部分について増額しましたが、決算書を見る限りここ数年の傾向としています。しかし、地方交付税、国県支出金等は減少傾向にあります。その主な理由は地域の元気臨時交付金1億1816万円、防災行政無線整備資金7667万円、県では震災対策農業水利関係1550万円、保育士の処遇改善特例1080万円がなくなり、一時的に元気が出ててもそこまでというのが、実態ではなかったでしょうか。

防災行政無線設置により、町内全域を全て網羅できたわけではありませんが、町民の安心は享受できたのではないかと思います。議会中に栃木など広い範囲で、線路上に広がる降雨により、堤防決壊が幾つか起きてしまい、多大な被害が出ているようですが、防災行政無線があっても、その対応で町民は安心安全を享受できるわけではことが明らかになりました。今回の他県の対応をしっかりと構築し、気象状況など掌握した上で住民への自主避難、避難勧告、避難指示対応が素早く的確にできる職員研修及び実力をつけていただくことが最大の課題だと考えます。それが防災行政無線の威力を発揮できる最大の力となるからです。

高鍋町は平成26年度でいろんな事業を手掛けてきましたが、私は議員になって25年間、土木、建設事業など設計管理に関してははずぶの素人です。それでも住民目線でわかることは、設計するに当たり何を見て、住民要求は何かを知っています。しかし、住民を横に置いた人が設計管理することにより、住民目線からずれているのではないかと考えさせられました。例えば、町体育館の改築に当たっては、区画整理事業で明らかになっているように低く排水が困難、劣化による壁などを点検するなどを指摘しましたが、あとになり木が植えられていたため見落としなど、契約金額が修正されました。見落としは業者の責任でというのが当たり前の条件にすることが望まれましたし、下水の設計などはレベルがとれないなどということがないように、しっかりとすべきことではなかったのではないのでしょうか。

以前、美術館の設計のとき、沼地のような状況だからくいなどは大丈夫か、また囲いをせずに仕事ができるのかと意見を申し述べましたが、結局は聞き入れてもらえず、後で大幅な契約増となりましたし、下水道布設でもそうです。開削工事ですれば見えた石も推進工法でやることを続けた結果、大幅な工事高増でした。

このように、職員では見分けられない問題点を、町長や職員がしっかりと検証することにより、同じ間違いを起こさないことが大切だと考えます。補助金のあり方についても見直すべき時期に来ております。町長の施政方針は、自らの施政ではなく、国や県の動向を見渡しながら政策がつくられていると思えてなりません。また、町長は私の一般質問に対して、まちなかが疲弊していないとの認識を示されましたが、誰の目にも疲弊しているの

は明らかです。まちなか再生事業を誰よりいち早く進言したのは私でした。しかし当時耳を貸そうとせず、もうどうしようもない状況になったとき、あたかも自分が考えたと言わんばかりに再生事業に惜しみなく財政をつぎ込んできました。しかし、本当に再生できるのでしょうか。確かに30選には選ばれました。どうでしょうか。きゃべつ畑のひまわり祭りにしても、農家の一握りの方々が高鍋町を何とかしたいとの思いで始められました。それに乗っかるだけというのでは、商売人としてのプライドはあるのでしょうか。人が来て初めて儲かる事業が展開できます。人を大切に作る心のくみ上げはどうなのでしょう。こうやって全体決算を見てみると、頑張っただけの部分と、もう少しここをこうしていただきたかったが、全てを網羅できない自分のまずさもあるんですが、いつも賛成、黙って賛成、認定されるからと思うのではなく、なぜ私が反対をしたのか、なぜ意見を述べられたのかと考えていただきたく思います。

以上で、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第1号を起立によって採決します。この決算に対する総務環境常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は認定とするもの、産業建設常任委員長の報告は認定としないものです。したがって、原案について採決します。この決算は原案のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第1号平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、賛成の立場で討論を行います。

染ヶ岡地区の農業者は、悲願であった水がようやくパイプライン設置までこぎつけられました。地区内にある畜産業者の方からも切望されていたものようです。聞き取りを行い、平成35年の時限的ではありますが、水を一時利用することについて、水の量及び利用者数、また法律関係でもクリアできること、通達によって暫定的利用が図れることなどを確認したところです。委員の中から盗水問題が指摘されましたが、お隣の川南町のことであるようです。高鍋町では厳格にさせていただくことを要望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、賛成の立場で討論を行います。

企業立地に関しては、さまざまな御意見があります。しかし、町内にある施設を利用した新しい分野も開ける内容となっています。雇用拡大が図られ、安定した収入が得られる職場づくり、町なかでも大きな投資を受けられる可能性を秘めた企業誘致が可能となり、働く環境整備も合わせて考慮していただきたいと要望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

国民に背番号をつけて、いつでもその人なりがどこにいてもわかることは、本当にいいことなのでしょうか。悪いことをしようとたくらんでいる人は、どんな制度を使っても駆使して逃れる方策を考えるものです。しかし、国民の大半は真面目に正直に生きているものであり、乱れた世の中だからこそ、若者が行く道が見えないという状況も出ているのではないかと考えます。

行き過ぎた行為は、奴隷制度と同じく、個人の自由を制限する大きな汚点となる上に、自治体の仕事としては、非常に個人情報も含む管理が重要となります。自治体の個人情報が流れだしたら、とんでもなく被害の広がり止められません。

そのうち、認識番号だけでなく個人用チップが、生まれたら体内へという時代を迎えないとも限りません。歴史は親から子へ永遠と続きます。子供が背番号をつけられ、監視されているという状況はつくりたくありません。今のままでも十分に自由で生きていく上で問題はありませぬ。管理する側が監視を強め、求めていくことには絶対納得いかないことを述べて反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正の中には、個人番号いわゆる背番号制度に関する予算については、賛成できかねますが、ことしで3年目となると思いますが、学校施設整備を行い、子供の未来のためにと100万円の寄附をしてくださった方へ、まず感謝を申し上げたいと思います。この資金をしっかりと子供たちへ伝え、将来自分もふるさとを忘れずいてほしいと願います。

ふるさと納税に関しては、ちりも積もればということです。とにかく、高鍋を知っていただく、そのことが最重要課題です。返礼品に関しては、要望をしっかりと汲み取りつくるくらいの積極的な対応が望まれます。

また、竹鳩の潜水橋については、往来が多い状況を見てきました。水の流れも急で、この予算で大丈夫なのかと心配ですが、積算はなされたのだろうと思っているところです。

また、地域型保育事業の展開を希望されている方がいるようですが、これも期待したいと思います。子供は社会の宝です。甘やかすだけがいいとは思いませんが、子育てに関して支援体制は十分にしていきながら、将来、高鍋で子育てしたことよかったと思っただけの環境づくりが大切だと考えます。

歴史は継続です。出産は少なくなってもお年寄りはまだまだ多いし、元気で地域に貢献できる仕組みをつくれれば、大きく前進できると考えます。まち行く人が少なく、祭りも何だか人寂しい状況が続いています。住民こそ主人公の立場で町政運営をしていただくことを希望して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第38号からの特別委員会に付託されておりました案件の報告については、しばらく休憩をとり、1時10分より再開いたします。これで休憩をとりたいと思います。

午後0時00分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第11. 議案第38号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

○議長（永友 良和） 日程第11、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第18、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本8件は、特別会計等決算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の決算審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計等決算審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成27年第3回高鍋町議会定例会において、特別会計等決算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第38号から認定第8号の計8件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は9月9日から11日の3日間、審査は第3会議室にて行い、議長及び監査を除く14名の委員出席のもとに、執行当局に係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

てであります。

これは、平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金3,748万2,804円を減債積立金に積み立てるものであります。

質疑なく、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第2号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算の主なものは繰り越し要因、被保険者数の減少要因等の説明を受けております。

委員より、督促状の月平均枚数及びその効果はとの問いに、平成26年度では月平均600枚程度督促状を出しているが、年々出す枚数は減少しているので効果はあると考えたとの答弁。

次に、税徴収の流れはとの問いに、督促を出した後で納付しない場合は催告書、電話、徴収嘱託員が訪問等を行う、その後も納付されない場合は、財産調査を行い、差し押さえを行うことになるとの答弁でありました。

また、委員より、特定健診の受診率が低い、その理由と勧奨はどうしているのかとの問いに、平成24年度に意向調査をした際、特定健診に行かない理由として、健診の必要がないまたは病院に行きたくない等の調査結果が多かった。勧奨としては、電話、訪問での勧奨をしているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算の説明を受け、委員より、保健事業費ではめいりんの湯の温泉無料保養券を交付しているが、温泉券以外の事業の考えはないのかとの問いに、他町では、はり・マッサージ等の事業を行っているが、この保健事業費では複数の事業をすることができないので、当町では温泉券を交付しているとの答弁でありました。

なお、委員より、事業をふやすよう広域連合に提言するよう要望がありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

平成26年度では124世帯が接続を行い、年度末の普及率は34.5%、水洗化率は80.5%、また浄化センターの処理水は69万7,143立方メートルで、1日平均1,910立方メートルの処理を行っているとの説明を受けております。

委員より、未請求に伴う下水道使用料について、今までの徴収努力及び今後の見込みについてはの問いに、平成25年度から徴収事務を移管し、催告状の発送及び電話での折衝を行った。今後の徴収については鋭意努力していくとの答弁でありました。

さらに、委員より、残りの未済額は全額徴収できるのかとの問いに、時効のことも考えると厳しいものがありますが、できるだけ早く解決したいと考えているとの答弁でありま

した。

次に、委員より、マンホールトイレはどの問いに、避難場所になる高鍋東小学校の正門前に設置することで、災害があった際、避難者に利用してもらうためである。

なお、設置数は2メートル間隔で5箇所設置しているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算の主なことは、介護認定審査会回数の減少及び介護認定審査会以外の会議出席の場合の委員報酬見直しによる減、認定有効期間の拡大措置による審査件数の減等の説明を受けております。

委員より、認知症の審査の仕方はどの問いに、主治医の意見書及び認知症にかかわる項目を本人及び家族に聞き取りを行い、その調査結果に基づき審査会で総合的に判断するとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、賛成討論あり、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

決算の主な説明では、第5期事業計画期間の最終年度の決算であること、介護予防事業の充実、高齢者の自立支援、尊厳の保持を基本とした介護保険事業を進めたとの説明を受けております。

委員より、認知症対応型事業所は足りているのかの問いに、現在5事業所あり、1事業所当たり9名の計45名が総数となる。入所待機がある事業所があると聞くが、総体的には不足しているとは考えていないとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

これは、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用用水として使用することを目的に1市3町分の会計として、平成21年度から事業を開始しております。

平成26年度は、量水器管理と使用料徴収業務を行っており、現在の利用者件数は101件との説明を受けております。

委員より、使用料及び手数料が減額となった理由はどの問いに、平成26年度4期分の納付期限が4月25日であり、年度末を過ぎるため減額したとの説明を受けております。

なお、平成26年度4期分は平成27年度に収納するとのことであります。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算についてであります。

決算の説明では、平成26年度は給水負担金の増、資産減耗費、修繕費及び企業債利息の減少などが要因で黒字であったと説明を受けております。

委員より、有収率87.2%だが、県内では何番目になるのかの問いに、県内では5番目であるとの答弁。

次に、委員より、老瀬浄水場の修繕費が高いがとの問いに、老瀬浄水場は約40年経過していることから老朽化が進んでいるためである。新たな浄水場を設置することも今後の検討課題となるのではないかと考えているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、特別会計等決算審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

それでは、これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第38号平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第2号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計決算について、反対の立場で討論を行います。

ますます減少する加入世帯、特定健診を真面目に受け、自分の体の健康管理をしながら毎日を過ごす人と暴飲暴食を繰り返し、いろんな疾病を見分けられないまま倒れたときには心疾患、脳疾患など療養を余儀なくされる生き方もある意味仕方ありませんが、保険税を納めるだけの家庭や10割負担しても保険税には届かないという方からすると、高い医療費を必要とする人との差を、何らかの特典が欲しいという意見もあるようです。

国保は互助による制度であり、やむを得ないと考えますが、何とかして住民意向を考える体制を構築していただきたい。しかし、ここ数年、収納業務に関しては、ようやく1億

円を割った収入未済額から考えると大きく前進しました。また、特特調整交付金については、県内でもわずかな自治体だけしかもらっていません。その努力には感謝申し上げます。

発展する医療技術への出費は大変です。また保険税を抑えるため、基金積み立てが少なくなりましたが、医療費の伸びを7%台と見込み、基金も回復しました。近年は5%の伸びと見ているようです。繰越金も約2億8,000万円と異例なほどですし、特定健診及び健康管理に最善を尽くしたのかと考えると、まだ一步及ばずです。

また、平成30年には県内で後期高齢者医療と同じくなるのかは定かではありませんが、併合される見通しです。町民の健康と医療を見定め、安心な健康社会を構築できることをお願いして反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第2号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第2号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第3号平成26年度高鍋町後期高齢者医療保険決算について、賛成の立場で討論を行います。

広域連合であるため、身近な存在として難しくなっている状況がありますが、疾病の状況は国保と余り変わらなかったようです。温泉を利用したつながりづくり、それを健康づくりに生かして、「元気で長生き」を目指しての方策はとられていますが、温泉に行くとすると付き添いも必要な方もおられます。

また、家族風呂の利用でないと足元がおぼつかなく、逆に骨折などへとなると家族の負担が大きくなることも予想されますので、温泉利用については敬遠されるのではないかと懸念しています。家族への配慮及び温泉施設を利用した別の健康づくりへの参加も企画されていますが、効果のほどは余り数的には見えていないようです。しかし、何かあるはずだとの確信を持っていろんな事業を取り組むことにより、人とのつながりがより強くなると考えます。

また、居宅でひとり暮らしをされている方は、食事に対して惣菜などを買っての食事が

多いようです。食事から来る疾病についても研究されることを希望して、賛成の討論いたします。

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第3号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第3号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第4号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

つなぎ込み率が90%を超さないと、下水道事業の本来の目的は果たせません。住宅リフォーム事業などがあれば、状況的にはもっとよくなると思います。また、下水道事業への周知徹底が当初に図られていれば、このような事態は避けられていたのではないかと考えます。

事務ミス分の収納状況については、大変頑張っていると思います。収納分野を税務に任せ、本来の事業をしっかりと進めるこの分担がよかったのではないかと考えます。下水道の世帯数は国民健康保険と大きくは変わりませんが、費用については、国・高鍋町などからの費用負担がありますので、町民は大きな出費は避けられていると考えます。

これからも河川浄化を図りながら、費用対効果を見ながら、合併浄化槽への移行など将来を見据えて、検証を求めて賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第4号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第4号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、

これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を起立によって採決します。本案に対する委員長長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第5号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第6号平成26年度高鍋町介護保険決算について、反対の立場で討論を行います。

介護予防などについては効果のほどは確かに見えませんが、高齢化が進む中で、地域で暮らすという基礎、食事、人と話したりすることについて、介護保険では認定を受けなければサービス提供が受けられない仕組みです。元気な方が介護される状況に陥らないためにも、もっと力を尽くせる地域づくりに力を尽くしていただきたいと思ひますし、繰越金・基金は、その方々のために利用していただきたいと考え、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第6号を起立によって採決します。本案に対する委員長長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、認定第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第7号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算について、これから討論を行います。

まず、決算に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、決算に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

公営企業法の大幅な改正により、帳簿つけ及び会計事務が大幅な労力を要したのではないかと思います。それを機に、多くの自治体が会計をほかのところへ委託に切りかえ、大きな出費を余儀なくされています。そのことに対して、まず公営企業に関する法施行でありますように、利益団体ではないが、建設費など十分な予測を持ち、住民への安くて安心な水の供給を心がけていただいていることは周知のことですが、これからも鋭意努力していただきたい。

監査委員の意見書では、平成25年度と違い、給水原価と給水単価の差が大きいことが報告されました。高鍋町は、公営企業としての任務を把握し、その責任を果たすべく、職員一同努力されていることを評価したいと考えます。

これは決算ですが、私が議員になった当初に計画されて、排水栓は既に劣化する可能性を秘めています。早目早目の対応で費用負担を少なくし、災害時に対しても瞬時に対応できる体制の構築を求めて賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから認定第8号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 19. 議案第 43 号

日程第 20. 議案第 44 号

日程第 21. 議案第 45 号

日程第 22. 議案第 51 号

日程第 23. 議案第 52 号

日程第 24. 議案第 53 号

日程第 25. 議案第 54 号

日程第 26. 議案第 55 号

○議長（永友 良和） 日程第 19、議案第 43 号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第 26、議案第 55 号平成 27 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 8 件を一括議題といたします。

本 8 件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（緒方 直樹君） 平成 27 年第 3 回高鍋町議会定例会において、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第 43 号から第 55 号の計 8 件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、9 月 9 日から 11 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、議長を除く 15 名の委員出席のもとに、執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第 43 号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

この一部改正は、サービス内容は従来どおりであるが、サービス内容をより具体的にすための改正や登録定員の緩和、外部評価の効率化などの改正であるとの説明を受けております。

質疑なし、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44 号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

さきの第 43 号と同じく、この一部改正は登録定員の緩和や外部評価の効率化などの改正であるとの説明を受けております。

委員より、第 6 期計画で予定している小規模多機能型居宅介護施設の見込みがあるのかとの問いに、議案が可決された前提であるが、可決後は公募をかけ、11 月末までに 1 箇所を選定し、平成 28 年度中に開設予定をしたいとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

改正の主な内容は、初回訪問時の身分を証する書類の携行を明文化していること及び指定介護予防支援事業が介護予防サービス事業者等に対して、訪問看護計画書等の提出を求めることの明文化、地域ケア会議の円滑な実施のための指定介護予防支援事業所の協力規定を追加していることであります。

質疑なし、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主なものは、人事異動に係る人件費の減、特定健診等事業のデータ管理システムの更新手数料の説明を受けております。

委員より、収納率を95%と見込んでいるが、その根拠はとの問いに、前年度の実績から見込んでいるとの答弁でありました。また、管理システムの更新を行わないで済む方法はないのかとの問いに、より充実した保健指導を図るためには更新は必要であると考えているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

主な内容は、一般会計繰入金では、平成26年度の繰越金が確定したことに伴う減額及び人事異動に伴う補正等であります。

質疑なく、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）であります。

この補正予算では、歳入歳出予算の総額に変更はなく、平成26年度事業費確定に伴い、歳入の費目間での財源調整であります。

具体的には、平成26年度からの繰越金78万1,000円を計上することに伴い、負担金40万9,000円の減及び一般会計からの繰入金37万2,000円を減額することとあります。

質疑なく、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正の主なものは人事異動に伴う人件費の増で、保健師1名を配置、また介護給付費準備基金積立金は、平成26年度繰越金から、本年度返還すべき額を差し引いた残り全額を計上しているとの説明を受けております。

質疑なく、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の詳細説明を受け、委員より、水道メーターの設置数及び耐用年数はどの問いに、設置数は全部で13箇所であり、内訳として、高鍋町で4箇所、新富町で9箇所である。また、耐用年数については、10年と20年があるが、20年のものを考えている。ただし、20年となる場合は随意契約になる可能性があるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第43号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第43号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第44号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第45号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論を行います。

基金が底をつき、医療費の伸びを7%にまで引き上げ、基金保有高を確保してきました。条例で決めている基金保有高約4億5,000万円近くまで来年までは確保できるのではないかと考えます。どんなはやり病があっても、それだけの資金が必要だとは思えませんし、政府は45%の政府資金投入を38%まで落としてきましたし、県の裁量分も考えると34%にまで落ち込んでいると考えます。

平成30年には、県で統一会計とし、疾病及び特定健診による医療費削減について自治体の取り組みはまちまちですが、高鍋はようやく個別訪問を行うべく、保健師などの配置をしながら予防に努めてまいりました。「卵が先か鶏が先か」という話なのかもしれませんが、医療技術が発達すると同時に、先進医療を受ければ当然医療費の伸びは大きくなりますし、近くのお医者さんでは機器類を備えなければ詳しい状況は見られませんが、一次医療がしっかりしていれば何とかなると考えていました。何だか虚しくなる医療費の伸びです。2億8,000万円にも上る繰越金、先進医療何名分と考えれば少ないのかと思わ

れるかもしれませんが、健康づくりをしながら元気で医療費を使わない世帯から考えると、高い保険税と映るかもしれません。できれば、元気な人への対策もしながら互助である健康保険の仕組みを理解、応援していただける状況をつくるべきだと考え、反対とします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第51号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 発議第2号

○議長（永友 良和） 次に、日程第27、発議第2号教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 発議第2号教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者は、高鍋町議会議員、岩崎信や、賛成者は同じく、津曲牧子、黒木正建、柏木忠典、緒方直樹です。

教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生

徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。また、新しい学習指導要領により、授業時間や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことへの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として、定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に還元し、また教職員定数改善を推進することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第2号教職員定数改善・義務教育費国庫負担2分の1還元を求める意見書の提出については、原案のとおり可決され

ました。

日程第28. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第28、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第29. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第29、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第30. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第30、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで平成27年第3回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員